なかたね
農業委員会だより

令和 8 年1月

大踊り（三浜郷土芸能保存会）11/1 農林漁業祭にて

★★　主な内容　★★

○ 新年のご挨拶……2
○ 農業委員・推進委員担当集落……3
○ 活動報告……4
○ 農業者年金……5
○ 中間管理事業……6～7
○ 農地の相続・農業新聞……8

新年のご挨拶

2026年も
よろしくお願いします！

会長　濵脇嘉則

新年あけましておめでとうございます。

町民の皆さまにはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

旧年中は中種子町農業委員会の活動に対し，温かいご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

昨年は，全国的に異常気象が続く中，幸いにも本町では春先の低温の影響がありましたが，台風による農作物への大きな被害がなく，安堵の一年となりました。

令和の米騒動を受け，米は高騰での販売がされております。仔牛セリ価格は，比較的堅調な取引になりました。12月から操業が始まりましたキビの反収見込みは，7.6トンになり順調な収穫が続いて欲しいと願います。

一方で，農業を取り巻く環境は，農業従事者の高齢化や人手不足といった構造的な課題，肥料・飼料などの高騰など益々深刻さを増しています。担い手の確保や農地の維持管理，地域農業の持続性を確保するためには，今こそ知恵と行動が求められています。

さて，今年７月には，農業委員・農地利用最適化推進委員の改選が行われます。４月から公募が始まる予定です。認定農家や女性の皆様の参画を広く求めております。

令和６年に改正された「食料・農業・農村基本法」に基づく新たな基本計画では，地域の実情に応じた農業振興と持続可能な農業の構築が重視されています。私たち農業委員会も昨年３月に策定された地域計画と連携しながら，農地の有効利用，若手農業者の支援，今後も一層力を入れて取り組んでまいります。

結びに，本年が町民の皆様にとって実り多き一年となりますよう心より祈念申し上げます。

農業委員・農地利用最適化推進委員紹介

藤田幸司（美座）
担当地区
東之町・西之町・女州
西之山・美座・向町
広ヶ野

中﨑和行（池之平）
担当地区
池之平・秋佐野
戸畑・群原・向井町

上妻廣美（中田）
担当地区
中田・長谷
原尾・本村

上段左から

梶原　誠（平鍋）
担当地区
宝来・平鍋
春田・原之里

牧瀬一典（熊野）
担当地区
熊野・塩屋
新町・今熊野

中島秀人（二十番）
担当地区
二十番・中之町
古房

鎌田正司（竹屋野）
担当地区
竹屋野・栄町
町山﨑・阿曽

下段左から

田中義人（浜津脇）
担当地区
牧川・浜津脇・上之城
坂元・竹之川・広野
砂中・深久保

鮫島安平・（満足山）
担当地区
満足山・上方
畠田・旭町

濵脇嘉則（下田）
担当地区
下田・伊原
大牟礼・横町
松原・阿保・高峯

森山昭市（阿髙磯）
担当地区
輪野尾・田島
東目

永浜三津子（阿髙磯）
担当地区
阿髙磯・梶潟
屋久津・衣之平

中島真実（中山）
担当地区
中山・伏之前
大平・池之向

増野幸孝（秋佐野）
担当地区：増田校区

左から

遠藤智史（原之里）
担当地区：納官校区

有留惣一郎（牧川）
担当地区：星原校区

平山信一郎（満足山）
担当地区：野間下

池山久志（中田）
担当地区：南界校区

松原浩則（中山）
担当地区：野間上

八汐栄一（屋久津）
担当地区：岩岡校区

宮園隆行（向町）
担当地区：油久校区

活動報告（１月から　１１月）

◎農地パトロールの実施

６月から８月にかけて，農業委員（13 名）及び農地利用最適化推進委員（8 名）による農地パトロール（農地利用状況調査）を行い，遊休農地や荒廃農地などを確認しました。
また，遊休農地の所有者には「農地利用意向調査」を行い，遊休農地発生防止・解消に努めました。
荒廃農地（復元困難）につきましては，非農地として判断することになります。

◎熊毛地区農業委員会最適化推進会議・現地研修

11 月 7 日，熊毛地区農業委員会最適化推進会議が西之表市民会館で行われました。
会議には，鹿児島県農業会議局長及び地域振興公社，県農村振興課職員を招き研修会が実施されました。
農業委員会の役割や，農地の適正・有効利用について，農地の貸借等の研修が行われ相続未登記農地の貸借方法には質問も多数あり有意義な研修が行われました。
午後からは，現地視察ということで有限会社西田農産・種子島沖ヶ浜田黒砂糖生産協同組合・髙﨑酒造株式会社を見学しました。西田農産の莫大な規模。沖ヶ浜田の後継者不足・髙﨑酒造の原料の鮮度など職員や従業員の方に詳しい説明を受けました。

西田農産

沖ヶ浜田

髙﨑酒造

◎鹿児島県及び九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会

9 月 11 日から 12 日にかけて，鹿児島市で行われました。
今年度は 2 名の女性委員が参加しています。
令和 6 年度の事業実績及び収支決算の承認，7 年度の予算・計画等が承認されました。
翌日は農業会議の職員による研修会が行われました。相続未登記農地の貸借方法などの説明がありました。

11 月 18 日から 19 日にかけて，九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会が長崎市に於いて行われました。
1 名の女性委員が参加しました。九州・沖縄から総勢 382 名の方が集結しました。

◎女性の皆さん農業者年金の事考えてみませんか！

農業者年金の加入条件

◎農業に従事する日数が年間 60 日以上であり，男女問わず加入できます。

◎国民年金に加入している方（国民年金納付免除の方は加入できません）

ポイント1 「終身年金」で、女性の長い老後をしっかりサポートします

●農業者の老後の生活の収入は、国民年金＋農業者年金が基本です！

高齢農家の家計費は夫婦お二人で約24万円が必要となるデータがあります。

国民年金の支給額は夫婦お二人で月額最高約14万円です。➡ **月額約10万円不足**

現在65歳の日本人の平均余命は、男性が19年（84歳）、女性が24年（89歳）で、女性は男性より5年程長生きです。女性は、自分自身の年金を終身年金で準備することが重要です。

■農業者年金に夫のみ加入した場合と夫婦で加入した場合の比較

夫と妻は同年齢で、農業者年金へは30歳で保険料月額2万円で通常加入したとして比較

	65歳～87歳の年金額（夫婦）	88歳～92歳の年金額（妻のみ）
ケース1 農業者年金に夫のみ加入	国民年金 夫 月額6万8千円 妻 月額6万8千円 計 月額 約14万円 農業者年金 夫 月額4万4千円	国民年金 妻 月額6万8千円 農業者年金 なし
	合計：月額 約18万4千円	合計：月額6万8千円
ケース2 農業者年金に夫婦で加入	国民年金 夫 月額6万8千円 妻 月額6万8千円 計 月額 約14万円 農業者年金 夫 月額4万4千円 妻 月額3万8千円 計 月額 8万2千円	国民年金 妻 月額6万8千円 農業者年金 妻 月額3万8千円
	合計：月額 約22万2千円	合計：月額 約10万6千円

※農業者年金の試算額については、65歳までの運用利回り2.5%、65歳以降の予定利率は1.00%として行っています。
※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和6年度は1.00%となっています。　※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

ポイント2 家族経営協定を結べば保険料の国庫補助も受けられます 女性の農業経営への参画をしっかり応援します

認定農業者等で青色申告をしている方と、家族経営協定を結ぶなどの一定の要件を満たせば、保険料の国庫補助が受けられます。

●加入には農地の権利名義は要りません

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者（納付免除者を除く）又は60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

ポイント3 税制面で大きな優遇措置

●保険料は全額社会保険料控除

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。さらに、同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。

●保険料の運用益が非課税

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。

●将来年金として受け取る際も控除の対象

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となります。

農業者年金の特徴

◎終身年金で 80 歳までの保証がついており，仮に 80 歳前に亡くなられた場合でも，80 歳まで受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在の価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支給されます。

農地バンクを活用しましょう！

農地中間管理事業の仕組み

農地を貸したい方（所有者：出し手）

所有者から借受け

鹿児島県　県農業会議

土改連（土地改良区）　連携・協力　JA中央会（JA）

市町村等
農業委員会
農地バンク
農地中間管理機構
（鹿児島県地域振興公社）

耕作者へ貸付け

農地を借りたい方（耕作者：受け手）

・契約期間満了後は，確実に農地が戻ります。
・賃料は，決まった時期に農地バンクが所有者指定口座に振込みます。

賃料口座振込　¥

賃料口座振替　¥

・契約が一本化され，賃料の口座引落手数料は農地バンクが負担します。
・農地を集積・集約することで，農作業の効率化や生産性の向上が図られます。

・農地中間管理事業は，農地の貸し借りの方法です。
・農地バンクは県知事から指定を受けた公的な機関です。
（ご相談は市町村・農業委員会等の窓口で承ります。）
・賃料は，農地バンクが徴収・支払を行います。
（賃料0円での設定も可能です。）

※「農地バンク」とは・・・
各都道府県に１つ指定された農地中間管理機構の通称です。
農地バンクの業務の一部は，市町村・農業委員会，市町村農業公社に業務委託を行っており，事業推進する行政機関・団体等も含めて「農地バンク」と総称する場合もあります。

事業を活用した方々の声

息子はいますが，農業には興味がないようです。以前から畑を荒らすよりは，借りたい人がいるなら貸したいと考えていました。
そんな時，市役所からこの事業を紹介してもらい，集落の皆で話合いをして，全体で事業を活用することにしました。地域全体の取組みが実を結び，事業を活用して良かったです。

農地所有者Ｙさん
【鹿児島市】

農地といっても人の財産なので，貸してもらうには信用を得ることが大事ですよね。
事業活用前は，農地所有者と直接交渉するのに苦労していました。
活用後は，役場が手続きの間に入ってくれて，お互い安心して貸し借りできています。

畜産経営者Ｕさん
【大崎町】

年々足腰も弱り，畑の管理が負担で大変でした。集落の皆で話し合って事業を活用することにしました。自分の農地が荒れることなくきれいに管理されているのを見ると嬉しいですね。
地域の若手農家が借りてくれて，とっても頼もしいです。

農地所有者Ａさん
【南九州市】

農地の貸し借りは正式に利用権を設定することが大事だと感じています。口約束では他に証明することもできませんしね。事業を活用することで管理も支払も楽になりました。農業委員会や役場の協力が大変ありがたいです。
借りた農地は，従業員一同，愛情を込めて手入れをしています。

法人経営者Ｍさん
（露地野菜）
【大崎町】

◎農地の貸借は原則，農地中間管理機構経由になりました！（令和７年４月から）
　市町村が作成する「農用地利用集積計画」と農地バンクが作成する「農用地利用配分計画」が統合し農地バンクが作成する「農用地利用集積等促進計画」に一本化されてます。

● 農地中間管理機構では農地の売買事業（所有権移転）もできます。

農地の売買をお考えの皆様

～農地売買等事業を活用しませんか～

農地バンク（鹿児島県地域振興公社）では，**農業委員会の斡旋**に基づき，農地売買等事業（特例事業）を行っています。

【農地バンクが行う農地売買等事業のポイント】

1 下記の農地要件，担い手要件を全て満たし，農業委員会からの斡旋によるものが対象となります。上記イメージ図の③所有者から買入～⑤担い手へ売渡までの期間は，原則６か月以内です。

●農地要件

(1) 農用地区域内の農用地等であること。
(2) 農地代金が対象農地の近傍類似地価格に準ずること。
(3) 所有権登記が完了しており，抵当権等の権利設定がされていないこと。

●担い手要件（農地バンクから農地を買い受ける方の要件）

(1) 認定農業者や認定新規就農者等の担い手であること。
(2) 農地取得後の経営面積が概ね 1ha 以上の団地を形成すること。
（地域における営農類型ごとの農業経営の状況等により例外措置あり）
(3) 資金計画が明確であり，購入資金の準備が整っていること。

2 所有権移転にかかる事務は農地バンクと農業委員会で行います。

（例）必要となる経費

必 要 経 費 等

所有者

手数料 1%+ 消費税
【例】農地代金が 1,000 万円の場合
手数料＝農地代金の　1%　1,000 万円 ×　1%＝10 万円
消費税＝手数料の 10%　　10 万円 ×10%＝　1 万円
合 計　11 万円

担い手

農地バンクが農地を買い入れ，売り渡すまでの期間（保有期間）に応じて，農地代金が次のとおり加算されます。

保有期間	６か月未満
加算率	買入額の 1%

例）農地バンクが 1,000 万円で買入れた農地を 6 か月未満で売渡す場合の農地代金
1,000 万円＋(1,000 万円 ×1%)＝1,010 万円

◎不動産登記法の見直しが行われ相続登記が義務付けられました（令和６年４月施行）
農地を相続された方は農業委員会への届け出が必要です。農業委員会の許可は不要です。

農家の皆さま・農地を相続した方へ

農地を相続したときは、届出が必要です！

（農地法第３条の３）

対象者	相続等（※）によって農地の権利を取得した方 （※）相続、遺産分割、包括遺贈など
届出先	農地の所在する市町村の農業委員会

相続発生日からおおむね10か月以内に届出が必要です。

※届出を行わなかった場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

本届出は、法務局への相続登記とは別に必要な手続です。
また、相続したものの、地元を離れていて管理ができない場合には、農業委員会が管理のご相談や、借り手を探すお手伝いをしますので、管轄の農業委員会までお問い合わせください。

令和８年は農業委員・農地利用最適化推進委員の改選です！

任期満了に伴い改選の年となります。（令和８年７月19日満了）
農業委員会では，委員の募集を公募いたします。自薦・他薦は問いません。
農業委員は定数13名です。13名の方に担当集落を受け持っていただきます。
また農地利用最適化推進委員は各校区（野間は上・下）に一人必要となり８名の方を募集します。
男女問いませんので積極的な応募をお願いします。
詳細は町のホームページや防災無線等でお知らせします。任期は３年間です。

全国農業新聞とは

全国農業新聞は農業委員会ネットワークが発行する農業専門誌です。1952（昭和27）年に創刊し，2022年に70周年を迎えました。
１週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報，魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え，担い手の皆様の経営発展に役立つ新聞として高く評価いただいています。
常に，より「見やすい」「分かりやすい」新聞を目指して編集・発行しています。ぜひ１度手に取っていただき，情報収集のツールとして全国農業新聞をご購読いただければ幸いです。

※毎週金曜発行　　※購読料　月700円（送料，税込み）